

落下傘隊員の適格性の判定権の委任について（通達）

平成 13 年 5 月 30 日
陸幕厚第 42 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 3 月 30 日陸幕人計第 216 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長

（例規 21）

落下傘隊員の適格性の判定権の委任について（通達）

標記について、人 3 第 1754 号（7. 3. 31）「落下傘隊員及び課程の指定について（通知）」第 1 項ただし書の規定に該当する者の指定を下記の者に委任する。

なお、陸幕 1 第 224 号（40. 4. 16）「落下さん隊員の指定について（通達）」（例規 21）は、平成 13 年 5 月 29 日限り廃止する。

記

- 1 空挺団に所属する落下傘隊員については、空挺団長
- 2 需品教導隊落下傘整備小隊に所属する落下傘隊員については、需品教導隊長
- 3 空挺教育隊に所属する落下傘隊員及び空挺教育隊において教育中の落下傘隊員については、空挺教育隊長